

令和元年人事院勧告「給与勧告の骨子」

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査結果【教育関係職種】

（出典：人事院給与局作成資料）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引き上げ～

- ① 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与411,123円平均年齢43.4歳〕
〔俸給344円 はね返し分（注）43円〕（注）俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

- ・ 月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討定

職種別民間給与実態調査結果に基づく私学給与の実態（平成31年速報値）

資料の見方

1) 集計について

- ・事業所（学校）別単位の調査である。
- 例）1つの学校法人で大学と高校を設置していても、大学は調査対象とならず、高校のみ調査対象となる場合もある。
- ・国立・公立大学法人は対象となっていない。

2) 企業規模について

企業規模とは、学校法人単位での教職員の総人数を目安としている（ただし、本統計では教員のものだけをピックアップしている）。また企業規模計とは、企業規模500人以上、500人未満、及び100人未満を合算した平均値である。

3) 「きまって支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等、月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

4) 「時間外手当」

きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

5) 給与額について

この給与額は、毎年4月分の給与月額である。そのため、年間給与（12カ月分）の1カ月の平均ということではない。

【速報値】平成31年調査結果・・・企業規模 計

平成31年4月現在

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係	大 学 学 長	23	65.7	1,062,016	0	1,062,016
	大 学 副 学 長	102	59.6	828,276	126	828,150
	大 学 学 部 長	192	59.6	840,101	9,932	830,169
	大 学 教 授	2,255	55.8	711,595	4,480	707,115
	大 学 准 教 授	1,747	48.1	592,014	4,916	587,098
	大 学 講 師	1,234	46.4	508,900	5,668	503,232
	大 学 助 教	883	41.0	464,178	28,766	435,412
職 種	高 等 学 校 校 長	40	59.6	770,493	6,561	763,932
	高 等 学 校 教 頭	187	56.8	642,116	4,185	637,931
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	21	48.5	629,909	509	629,400
	高 等 学 校 指 導 教 諭	17	56.3	557,399	0	557,399
	高 等 学 校 教 諭	2,593	44.7	499,873	5,948	493,925